

不活動宗教法人をめぐる若干の私見

大 川 秀 二 郎

(兵庫県総務部教育課)

一 ある事例の紹介から

まず、最近取り扱った一事例を紹介することから入りたいと思います。

A宗教法人は、ある郡部に位置していますが、この法人が相当以前から不活動状態にあるという事実を擱んでいましたので、第一回目の現地調査を行いました。昭和四十五年十一月のことです。当時の記録をみますと、建物は一応外観を保ってはいるが、無住のために荒廃甚しく倒壊寸前の状態にあり、隣人の話では、二年程前から閉鎖されたままで、台風の時には屋根瓦がとび、火災の心配もあり困っているということであった。

代表役員は、別法人の代表役員が兼務しており、この教会にはほとんど来ていない様子であった。さらに、調査者の意見として、一年以上宗教活動を行っていない点から、法定解散事由に該当するものであると結んでいます。

翌月、別の調査者が代表役員に面会したところ、解散命令の要件に該当することはこれを認めながら、なお若干の

信者がいることを理由に、解散については難色を示しました。この法人は、荒廃しているとはいえず、七十坪程の礼拝施設を所有し、その敷地四百七十坪は明治時代から借用していた関係から、主体の消滅する解散ということになると利害関係上著しく法人に不利になるというおそれもありましたので、解散と同一の効果をあげながら主体の地位を継承する合併の方が適切であると判断し、代表役員に対し、合併について包括団体の承認をとりつけるよう説得しました。

しかし、翌年になっても合併の手続が進んでいそうにないものですから、その督促に赴いたところ、包括団体の承認をとる手続を進めているのもう少し待つてほしいということでした。

四十七年になりますと、境内地には雑草が伸び放題となり、建物の荒廃が一層進み、雨漏りがひどい状態で、近隣の人の教会に対する反発が強くなっています。

五十二年になりました、代表役員から手紙が届き、その中で、警察から建物撤去の要請を受けたこと、解散について関係者に反対がないことをあげていました。

所轄庁としては、この法人については事務能力が期待できないところから、もはや法定解散しか方法がないと判断しまして、陳述書をとった上で、宗教法入法及び非訟事件手続法等に基づき解散命令を申請することにしたのであります。適用条文は、宗教法入法第八十一条第二号後段の「一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと」であります。まもなく、裁判所の解散命令の決定があり、清算人就任登記、結了登記に至った次第です。

右に紹介したケースは、最初の現地調査から解散命令の申請まであしかけ八年の歳月を要したことになりますが、解散命令というものは、所轄庁としても随分根気と労力を要するものであること、法人側としてもいよいよになるまで解散命令に踏みきれない事情があることがおわかりいただけるのではないかと思います。

二 不活動法人の抽出と判定基準

不活動法人の実態の正確な把握はなかなか容易ではありません。所轄庁でも、正直なところ、その調査が万全のところは皆無といってよいでしょう。本県の例をとりましても、所轄九千の法人数、その分布する県域の広さなどを考えるとき、これまでに掌握したとしている状態が果たしてどの程度にあたるのか現段階では明らかにする自信がないというのが現状です。

通常、私どもが不活動法人をリストアップする方法として次のようなものがあります。

- (一) 宗教法人の事務指導講習会における欠席法人
 - (二) 文化庁が毎年実施する単立法人調査(卸送)の未回答若しくはあて先不明で返送された法人
 - (三) 宗教法人名簿を作成する際の収集資料
 - (四) 県の宗連及び各教宗派からの情報収集
 - (五) 規則変更及び証明に伴う現地調査時の聞き込み
- などです。こういうルートとは別に、宗教法人名簿で電話のない法人は不活動の可能性が相当高いとみてよい。また、代務者として近隣の住職が兼務しているところも、その可能性があるとみて、一応参考にしています。
- 一概に、不活動法人といいますが、そのとらえ方は人により、また所轄庁としての考え方により、一様ではないように思われます。兵庫県において不活動状態の判断基準としているのは、宗教法第八十一条第一項であります。ただし、そのうちで第一項第一号にあります「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」及び、第二号前段の「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当す

るものは除外して考えております。

これらを除外する理由というのは、これは所轄庁が不活動法人の問題に取り組む基本的な姿勢にかかわってくる事柄でもあります。これをとりあげると、どうしても宗教活動の実態面に踏みこまずにはおれない危険があるが、所轄庁としてはこれを極力避ける立場をとりたいたいこと、二つには、これをとりあげれば問題が発展して訴訟に至る危険が濃厚であるが、それは所要経費及び対応する人的能力よりして至難のことであるからであります。そうなりますと、客観的にも明瞭で、争いの余地のないものに限って対象とするということにならざるを得ないのであります。

したがって、不活動法人の判断基準は、次の三つになります。

- (一) 一年以上にわたってその目的のための行為をしていない法人
- (二) 礼拝施設滅失後、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたってその施設を備えない法人
- (三) 一年以上にわたって、代表役員及び代務者を欠いている法人

不活動法人という場合、少なくともこの要件の一つに該当しているでしょうし、最も極端な場合は、この要件をすべて満たしていることもあります。

これらの法人の中でも、二つの対応があります。

- (a) 法人としての実態、機能を全く喪失しており、誰もが解散に疑問をはさまない法人
- (b) 宗教法人としての要件を欠くことにおいては(a)の場合と同様であるが、関係者の間に幾分でも法人を保持、存続しようとする意思のある法人

本県において不活動法人として解散等の措置をとる法人は、すべて(a)の分類に属するものに限られます。なぜなら、不活動の実態は明白であり、関係者の間に不活動の原因除去の能力もなければ情熱もない場合であり、法人格消滅に

も抵抗がなく、合意も容易に得られるからです。

なお、以上二類型の他に、法人成立の条件は満たしているという点で前述の各要件には該当しないが、宗教法人本来の活動面に疑問をもたせるものがあつたり、法人は名目的にすぎず、その実態は過大な規模の事業を經營するなど問題視せずにはおれないものがあるが、これらも広い意味で不活動法人の概念に入れてもよいのではないかと考えます。

三 不活動化の原因

宗教法人は永続性を前提にして設立されています。本来、旺盛なエネルギーをもち、拡大發展するはずの宗教団体が、かつての盛時の面影もないほど衰退するのは、どういう原因があるのでしょうか。過去のケースから思いあたるものをあげてみますと、

(一) 法人設立時の基盤がもともと薄弱なこと

代表者の個人的信仰にすぎない未成熟なものを法人化した場合、港の入口の航海安全のお不動を法人化した場合、あるいは〇〇家の菩提寺としてもともと収入が見込めないものを法人化した場合などがこれにあたります。

また、宗教法人法施行時、所轄庁としての審査の限界から、極めて弱体な法人が誕生したことを認めざるを得ません。

(二) 代表役員が宗教活動に専念できなくなったこと

代表役員が長期入院したり、本部長として包括団体に徴用されたために無住となり、信者が離散する場合、代表役員の不行跡がもとで信者から糾弾を受け、代表役員が寺を放棄し、信者も他の寺へ移ってしまったために不活動化する。

る場合などがあります。兼務寺院が遠方のため教導が遠のく場合もここに含まれます。

また、尼僧いわゆる庵主の寺が、後継者難から不活動に陥ることが一般的な傾向といえます。

単立法人の場合にあつては、教祖の個人的能力、資質に依存して成立、維持された場合が多く、教祖の高令化、死亡とともに衰退するケースが極めて典型的であります。

㊦ 礼拝施設の確保が困難となったこと

河川改修工事で礼拝施設の立退きを余儀なくされたり、代表役員が金策に困って礼拝施設を売却したりして、その後新たな礼拝施設を確保できない場合、あるいは礼拝施設の所有権をめぐる訴訟に敗訴して施設を引渡してしまった場合などです。

㊧ 包括団体が弱体で指導力を欠いたこと

宗教法人法施行時、とにかく包括法人になりたいばかりに、包括団体自体及び被包括団体の基盤が未熟であるにもかかわらず、包括法人を設立したものの包括団体としての役割を果たすことなく弱体化し、被包括法人もまた不活動化していったケースがある。

㊨ 戦後の価値感及び社会経済的変動

戦前から戦後にかけての価値感の変動は、特に、神道系にあつてはその基盤に大きな影響を与えたことが推測されます。また、急速な都市化現象に伴い、農村人口やその構成に大きな変化が表われましたが、信者が大幅に減少した地域においては、法人活動の衰退につながる誘因になったことは十分考えられます。

戦後の農地開放で寺が伝統的に所有していた寺有地の放棄を余儀なくされ、これが団体としての財産基盤の弱体化を招く結果になったことも見逃すことはできません。

以上のような原因の他に、事業への過大な投資が本来の活動面を圧迫し、不活動化した場合とか、変わったところでは、プロテスタント系の修道院で、会員が結婚、就職のため脱会し、会員の欠乏により解散のやむなきに至った法人があります。

四 不活動法人と所轄庁

不活動法人のうち、法人としての実態、機能を全く喪失し、解散することに誰もが異議をはさまない法人につきましては、表現としては適切さを欠くかもしれませんが、いわば「死体処理」を行ってきたといつてよいと思います。つまり、本県における解散命令申請数は、それだけの宗教法人が既に死体として処理されたという意味です。たしかに、長期にわたる面倒な作業ではありますが、問題となる点は少ない分野であります。

それから、不活動法人であつて実態、機能を喪失しているにかかわらず、関係者の間に存続、維持の気持が残っているケースの場合は、客観的には、宗教法人としての運営の正常化は困難と見受けられるが、なお、いくらかの信者がおり、法人としての保持、再興に一縷の望みをつないでいるような形をとります。例えば、固有の礼拝施設を欠き、半ば公共的な集会所の一個を借りうけて礼拝の対象を祀ったり、代表役員を欠いていたり、その他いくつかの条件不備の組合せがあつて、その態様は単純ではありません。それぞれの態様に応じて合併をすすめるなどの指導、助言はこれを惜しみませんが、合併には古くからの信者の意識がこれを望まず、たとえ望んでも包括団体が消極的であつたり、吸収する法人側に抵抗が多いわけです。このまま推移すれば、早晚第一の類型の法人のように機能の完全喪失に至る他ないものであります。

さらに、第三の類型、即ち、純粹な不活動ではないけれども、本来の活動面や事業面で疑問のある法人に対しまし

ては、所轄庁としての強制力のない指導、助言はほとんど効果がなく、遺憾ながら認めざるを得ません。担当者としては、切齒扼腕というか、無力感を覚えるケースでありまして、良識ある法人関係者の今後の取組に期待したいところです。

(a)の類型のように、登記簿上にのみ存在する幽霊法人に対しては、解散命令による処理しかあり得ないと考えます。この点について、国の方では、そういう不活動状態に陥る前に、法人の側からの自主解散、いわゆる任意解散の方法をとるようにならねば、任意解散ができるほどまだ実体が残っている法人ならともかく、われわれが問題としなければならぬのは、そういう手続の全くとれない幽霊法人の処理なのです。実際問題としては、死体がごろごろしている以上、解散命令の方法しかあり得ないと考えます。

五 不活動法人と包括団体

不活動法人は過去に発生の原因をもち、現在不活動法人として顕在化しているものだけでなく、今も日々発生しつつあるといっても過言ではありません。これら法人との取組の中で、信仰という宗教法人の生命ともいえる部分について、立ち入る能力も権限もたない所轄庁の果たし得る役割は、極めて限られたものであると認めざるを得ません。もし、何らかの役割を果たし得る存在があるとすれば、その筆頭に包括団体をあげなければならないと考えます。

包括法人、被包括法人間の横の連繫、協力それらをひくくする、包括団体の力にしか期待できないのであります。もちろん、包括団体としても万能でないことはよく承知しておりますが、包括団体が手を拱いている限り、如何ともし難い問題であります。

元来、包括法人一般の根強い傾向といたしまして、統計上、被包括法人の数の減少には過敏なほどに神経を使うに

もかかわらず、他方、被包括法人の内容が衰退し、有名無実化することには、まことに無神経といえますか、無関心であるということは、これまでの幾つかの事例によって思い知るところですが、それであつてよい筈はないのであります。

最近の急激な世相、人心の変化は、必然的に信仰心の低下を招来しているかもしれません。が、それが事実であるとしても、他方、新しく旺盛なエネルギーをもって興りつつある宗教もあるわけです。こうしてみますと、不活動法人問題の根本は、どのように信仰心を立て建し、掘り起こしていくかというところに究極の問題があるのではなからうかと思えてなりません。本日の話は、その辺に落ちつくように思います。

私は、かつて、包括法人管理者研究協議会の席上、包括団体の関係者の方々にお願ひしたことが二つあります。

一つは、包括団体が、末寺の法人設立を承認される際には、必ず現地確認をした上で行つていただきたいということであり、そうすれば、およそ事実とかけ離れた宗教団体証明書が発行されるおそれはないと思うからであります。

二つは、包括団体の内部で法人設立の際の基準、つまり、それまでの団体がどういう規模、実績をもてば法人としての資格を満たすのか、そういった基準を設けていただきたいということであり、ます。

六 結 び

本日は、不活動法人に対する解散命令のポイントをおいた内容になつたようではありますが、所轄庁としては、法人として存在する限りは、再び信仰の灯がともつて、機能が復活することを願うのは当然であつて、たとえ、解散命令申請の手續を開始することになつても、宗教抑圧と受けとられる向きのないよう慎重に対処してきたつもりです。

しかし、現に、幽霊法人が存在する以上、これを放置することは、宗教法人の社会的意義を希薄にするばかりでなく、第三者、特に、不動産業者が名義を買受け、霊苑事業を企むなど悪質法人化する傾向があり、所轄庁としては、手を焼いているのが実情であります。面倒な宗教法人設立の手續をとらなくても、他府県の休眠法人を県内に移転させることによって設立と同様な効果を生むという脱法行為を防ぐ上で、幽霊法人に対する所轄庁の厳しい措置は、ますます重要かつ必要になってくるように思います。

最後に、昭和四十年年度から五十六年度までに解散命令の決定のあった百六十件の法人のうちから、幾つかの数字をひろって紹介します。

まず、百六十件の教宗派別内訳をみますと、神道系六五、仏教系八六、キリスト教系二、諸教七ということになります。

また、法第八十一条第一項各号の適用状況をみますと、第二号後段の「一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと」によるものが二八件、第三号の「礼拝施設滅失後、やむを得ない事情がないのに、一年以上にわたってその施設を備えない」ことによるものが一四件、第四号の「一年以上にわたって代表役員及び代務者を欠いている」ことによるものが三件、第五号の法人設立当初から宗教団体としての要件を欠いていたことによるものが一件、次に複数の要件としては、二号後段及び三号の組合せによるものが四一件、二号及び四号の組合せによるものが四二件、三号、四号の組合せによるものが五件、二号、三号、四号の組合せによるものが二六件となっています。

本県としては、今後とも積極的に、不活動法人問題に取組んでいく所存です。

以上、日頃の仕事を通じて感じたことの一端でございます。何か、ご参考になれば幸いです。（文中、意見にわたる部分は、個人的見解ですので、お断わりしておきます。）